

衆議院環境委員会ニュース

平成 22.11.19 第 176 回国会第 6 号

11 月 19 日（金）第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 環境影響評価法の一部を改正する法律案（第 174 回国会内閣提出第 55 号、参議院送付）
 - ・松本環境大臣、近藤環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 民主、自民、公明）
 - ・田島一成君外 2 名（民主、自民、公明）から提出された附帯決議案について、江田康幸君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 民主、自民、公明）

（質疑者及び主な質疑内容）

近 藤 三津枝君（自民）

- ・本改正案により追加された配慮書の作成及び方法書段階の説明会の開催などにより、新たに事業者の負担となる時間及び費用の増加をどのくらいと想定しているか。
- ・法の見直し時期を 10 年後から 5 年後に前倒しし、制度の簡素化を図る観点から全面的に見直すようにすべきと考えるが、これに対する大臣の見解を伺いたい。
- ・地球温暖化対策に資する火力発電所の施設更新等においては環境影響評価手続を簡素化すべきと考えるが、これに対する大臣の見解を伺いたい。

江 田 康 幸君（公明）

- ・今後、改正法の実施例を検証した上で、環境基本法の見直しも含め、より上位の計画段階を対象とする S E A 導入の検討を行うべきと考えるが、大臣の所見を伺いたい。
- ・配慮書についての住民等への意見聴取の積極的な実施が図られるよう事業者への指導に努める必要性、免許等を行う者が審査等を行うに際しては環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに反映結果を公表する必要性、環境大臣が環境影響評価法に基づく意見を述べる際に、あらかじめ専門家の意見を聴き大臣意見に反映させるよう留意する必要性、及び事後調査等の検証を行いその成果を環境影響評価等に活用する仕組みを構築する必要性について大臣の見解を伺いたい。
- ・改正法の施行前においても事業の早期の段階から適切な環境影響評価がなされるよう指導する必要性及び環境影響評価法に規定されている検討時期を待つことなく見直しを行い適宜改正していく必要性について大臣の見解を伺いたい。